

○諫早市男女共同参画推進条例施行規則

平成 25 年 7 月 1 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、諫早市男女共同参画推進条例（平成 25 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理しない相談等)

第 2 条 市長は、条例第 16 条第 1 項の相談又は同条第 2 項の苦情の申出（以下「相談等」という。）が次の各号のいずれかに該当する事項である場合は、処理しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立てにより審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に対する事項
- (5) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に対する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適切でないとする事項

(苦情の申出の方法)

第 3 条 条例第 16 条第 2 項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。ただし、当該書面による申出ができない特別の事情があると市長が認めるときは、口頭その他適切な方法で行うことができる。

- (1) 苦情の申出をする者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 苦情の申出をする者の住所（法人その他の団体にあつては、

その事務所又は事業所の所在地)

(3) 苦情の申出の内容及び他の機関への相談等の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

2 市長は、前条の規定により苦情の申出を処理しないときは、当該苦情の申出を処理しない旨を当該苦情の申出をした者に通知するものとする。

(処理結果等の通知)

第4条 市長は、苦情の申出について処理を終了したときは、その結果を当該苦情の申出をした者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。